

令和2年度定期監査

「事務事業は
適正に執行、管理」

町監査委員による定期監査は、地方自治法に基づき毎会計年度1回以上の実施が義務付けられています。
今年度も各課に資料の提出と担当職員の説明を求め、次のとおり定期監査を実施しました。

■実施方法

書類調査および現地調査

■実施日

書類調査

令和3年2月1日～3日

現地調査

令和2年10月9日、令和3年2月2日

■内容

財政状況および事務事業の執行状況監査（令和2年12月31日現在）

○今年度の主な監査項目

書類調査
・備品管理状況（図書館の図書は除く）
・配当予算に係る歳入歳出予算執行状況

・団体等経理管理事務状況
・会計年度任用職員の任用状況
・自主防災組織の設立及び進捗状況

・新型コロナウイルス対策実施（見込み）状況及び財源状況

・墓地の管理状況及び収支状況

・重度身体障害者交通費助成の交付状況

・町営牧場の運営及び収支状況

・町道路路ストック総点検の実施状況

・財産台帳の管理状況及び財産の貸付状況

・水道事業会計固定資産台帳の管理状況

・水道事業の経営状況

・空き家活用定住対策補助金の交付状況

・要保護・準要保護及び特別支援児童生徒就学援助の状況

・子育て支援センターの利用状況

・竹の子クラブ、みつばちクラブの活動状況

・農地のあつせん状況

現地調査

・橋梁長寿命化修繕事業（穂波橋）（増子橋）

・訓子府中学校（学校現地調査）

・訓子府中学校

・訓子府中学校

【監査の結果及び意見】

令和2年度の定期監査は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計及び水道事業会計の6会計について実施しました。監査の着眼点は、令和2年4月1日から令和2年12月31日までの期間における事務事業の執行と経営管理の状況を中心としました。

監査の具体的内容は、各課等共通事項としては各課等配当予算の執行状況と備品の調達および管理状況を、各課個別事項としては14項目を重点としたほか、各課などで担当している団体の経理事務とその管理を対象としました。

また、現地調査として橋梁長寿命化修繕事業の穂波橋・増子橋、訓子府中学校の学校経理と学校管理状況について実施しました。

監査方法は、各課などから提出のあった資料について職員の説明を受け、それをもとに質疑を行い、関係書類の突合、点検を行いました。

この結果、全ての会計などにおいて法令に従い、町の行政執行の方針に合致し、適期、適正に執行していることを認めます。

今後、出納整理期間まで引き続き適正執行に努めることともに消防庁舎建設や収束の見通しが立たない新型コロナウイルス感染症対応などに多額の負担増も見込まれることから、財源の確保や事務事業の見直しを行うなど、将来に向けた持続可能な財政運営に努められることを望みます。

（監査委員）



穂波橋の現地調査

令和2年分申告・納付期限の延長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、所得税、消費税（個人事業者）および贈与税の申告・納付期限が、4月15日（木）まで延長となりました。

これに伴い、所得税および消費税（個人事業者）の振替納税を利用される方の振替納付日が変更となりました。

○納付の期限【現金納付（クレジットカード納付を含む）・電子納税（ダイレクト納付を含む）の場合】

所得税および復興特別所得税・消費税およ

び地方消費税（個人事業者）・贈与税いずれも4月15日（木）

※申告書の提出後に、納付書などの送付によるお知らせはありません。

○振替日【振替納税の場合】

・所得税および復興特別所得税
5月31日（月）

・消費税および地方消費税 5月24日（月）

○問合せ

・町民課町民税係（☎ 47-2193）

・北見税務署個人課税第1部門（☎ 23-7151）

・高齢者ハイヤー利用サービス ・路線バス高齢者利用支援

高齢者ハイヤー利用サービスおよび路線バス高齢者利用支援事業の利用券の有効期限は、3月31日までとなっています。

4月以降の継続利用の手続きについて、新型コロナウイルス感染防止のため、一部簡略化しましたのでお知らせします。（すでに利用登録している方には2月に詳細を通知しています）

■変更内容

○利用実績がある場合

⇒申請なしで利用券を交付します

前年度（令和2年度）の4月から1月までに利用実績がある券（ハイヤー、バス）については、自動更新とし、申請がなくても新年度分（令和3年度）の利用券を送付します。

※3月下旬の送付を予定しています。

前年度（令和2年度）の4月から1月までに利用実績がない券については、送付しませんので、利用希望がある場合は町へ申請をお願いします。

○利用実績がない場合

⇒電話のみでも申請を受け付けます

前年度（令和2年度）に利用実績がない券の申請や追加交付申請については、企画財政課への電話のみでも利用券を送付します。

※高齢者交通利用サービスに登録済みの方のみとなります。（初回申請については、顔写真を撮影し登録証を作成するため、顔写真を撮影し登録証を作成する必要があります）

75歳以上の町民の方で利用登録をしていない方については、役場で申請を受け付けていますので、気軽にご申請ください。



■問合せ 企画財政課（☎ 47-2115 役場2階 窓口12番）